

# 入 札 説 明 書

## 【案件名】

医療扶助等に係る診療報酬明細書点検等業務

この入札説明書は、本件調達に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）その他関係法令及び本件調達に係る公告に定めるもののほか、一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにする。

## 1 入札に付する事項について

### (1) 委託業務の名称

医療扶助等に係る診療報酬明細書点検等業務

### (2) 委託業務の内容

「生活保護法の規定による医療扶助」及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定により生活保護法の規定の例によることとされる医療支援給付」に係る診療報酬明細書の点検等。詳細は、「医療扶助等に係る診療報酬明細書点検等業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

### (3) 委託業務の期間

令和6年6月28日から令和7年3月31日まで

### (4) 委託業務の場所

受託者の事業所その他の受託者が指定する場所（個人情報保護のための措置が十分に施された場所に限る。）

## 2 入札参加者に必要な資格等について

### (1) 必要な資格

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示第26号。以下「要綱」という。）第4条第1項の規定による審査を受け、資格（以下「一般競争入札参加資格」という。）を有するものと認められた者であること。

ウ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

エ 徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者であること。

オ 納入しようとする業務の仕様が仕様書に適合するものであることを証明する書類（以下「応札仕様書」という。）を、県の指定する様式により、5の(2)の アに定める提出期限内に同イに定める提出場所へ提出して審査を受け、当該仕様が仕様書に適合するものと認められた者であること。

カ 入札公告日の前日から起算して過去5年間において、国又は地方公共団体との間で、仕様書に定める委託業務と同等の業務の契約実績を有する者であること。

### (2) 一般競争入札参加資格の審査の申請方法等

一般競争入札参加資格を有していない者は、「一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書」（要綱様式第1号。徳島県ホームページからダウンロードしたもの又は徳島県企画総務部管財課において配布されているもの）に必要書類を添付して、5の(2)の アに定める提出期限内に、次の(3)に定める提出場所へ提出しなければならない。なお、申請内容について県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

審査の結果については、申請者に通知される。

- (3) 一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書等の提出場所  
徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁4階  
徳島県企画総務部管財課調度担当  
電話番号 088-621-2066  
ファクシミリ番号 088-621-2828  
電子メールアドレス kanzaika\_eshinsei@mail.pref.tokushima.lg.jp

**3 入札説明書及び仕様書の配布場所並びに契約条項を示す場所**  
徳島県ホームページ

**4 入札及び仕様に関する問合せについて**

(1) 問合せ先

徳島市万代町1丁目1番地  
徳島県保健福祉部地域共生推進課保護・自立支援担当  
電話番号 088-621-2166  
ファクシミリ番号 088-621-2913  
電子メールアドレス chiikikyouseisuishinka@pref.tokushima.lg.jp

(2) 問合せの方法及び受付期間

ア 問合せの方法

ファクシミリ又は電子メールによることとする。なお、ファクシミリの場合は、別添の「仕様書に関する質問書」を使用して行うこと。

イ 受付期間

5の(2)のアに定める提出期限の3日前までとする。これ以降の問合せについては、原則として回答しない。

**5 応札仕様書について**

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、応札仕様書を、県の指定する様式により、次の(2)のアに定める提出期限内に同イに定める提出場所へ提出しなければならない。

応札仕様書の審査の結果、仕様書に適合するものと認められた者に限り、入札落札決定の対象とする。なお、応札仕様書について県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(2) 応札仕様書の提出期限等

ア 提出期限

令和6年6月3日（月曜日）午後5時

イ 提出場所

郵便番号 770-8570

徳島市万代町1丁目1番地

徳島県保健福祉部地域共生推進課保護・自立支援担当

ウ 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、提出期限内に必着のこと。）

**6 入札手続について**

- (1) 入札及び開札執行の日時、場所等

ア 日時  
令和6年6月12日（水曜日）午後2時

イ 場所  
徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁1103会議室

ウ 入札書の提出方法  
直接持参

## (2) 入札方法

ア 入札の種類  
条件付一般競争入札

イ 入札書の作成、提出等  
入札書は所定の様式によるものとし、次の（ア）から（ク）までに定める内容を満たしていなければならない。

（ア）入札書には、入札金額、入札業務名、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。

（イ）文字は全て楷書とし、インキ又はボールペンで明確に記載すること。

（ウ）「入札金額」は、アラビア数字により記載し、訂正してはならない。

「入札金額」を見積もる際には、本件委託業務を完遂するために必要となる経費の総額（この入札説明書及び仕様書に適合させるために必要となる一切の経費の総額）をもって見積もること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（エ）「入札業務名」は、「医療扶助等に係る診療報酬明細書点検等業務」と明確に記載すること。

（オ）入札参加者は、この入札説明書、仕様書及び契約書（案）の内容並びに県の担当職員から指定された事項を承知の上、入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。

代理人に入札させる場合は、当該代理人が代理権を有することを証する委任状を提出しなければならない。

（カ）「住所及び氏名」は、次により正確に記載しなければならない。

a 入札参加者は、住所及び氏名（法人、組合等にあつては、当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）を記載すること。

b 代理人が入札する場合は、入札参加者（委任者）の住所及び氏名（法人、組合等にあつては、当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）並びに代理人の住所及び氏名を記載すること。

（キ）入札参加者及びその代理人は、提出した入札書を書き換え、又は撤回することができない。

（ク）5により提出された応札仕様書の審査の結果、提出者によっては入札公告、この入札説明書及び仕様書に定める本件委託業務を遂行することができないと判断した場合は、当該提出者にその旨及び理由を記載した書面をもって通知する。この場合において、提出された応札仕様書は返却しない。

ウ 再度入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。再度入札の回数は、原則として1回とする。

入札書の記載不備により最初の入札が無効となった者も、再度入札に参加させることができる。

再度入札を行おうとする場合においては、最初の入札の前に提出した応札仕様書等の証明書類の変更をしてはならない。

(3) 入札手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 入札保証金

免除

(5) 入札の無効

次のアからケまでのいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 2の(1)に定める必要な資格のない者のした入札

イ 記名のない入札

ウ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

エ 次に掲げるところによりした入札

(ア) 鉛筆その他容易に改ざんできる筆記具で記載したもの

(イ) 入札金額をアラビア数字以外の文字で記載し、又は訂正したもの

(ウ) 入札業務名の記載のないもの又は記載を誤ったもの

(エ) 住所及び氏名の記載を誤ったもの

オ 同一事項に対してした2通以上の入札

カ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

キ 代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札

ク 郵便による入札

ケ アからクまで及び徳島県契約事務規則第24条に定めるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(6) 開札

この入札の開札は、原則として、入札参加者及びその代理人全員の立会いの下で行うものとする。

(7) 落札

徳島県契約事務規則第18条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札を行った者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって、本件入札事務と無関係の県職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

## 7 契約手続について

(1) 契約の締結期限

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に、県が指定する契約書により契約を締結しなければならない。この期間内に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

- (2) 契約に関する事務を担当する課  
徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁2階  
徳島県保健福祉部地域共生推進課保護・自立支援担当
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (4) 契約保証金  
免除

## 8 その他

入札参加者及びその代理人が提出すべき書類は、別添の「提出書類等一覧表」のとおりである。

入札参加者及びその代理人の本人確認のため、顔写真入りの身分証明書等の提示を求めるので、必ず持参すること。本人確認ができないときは、入札に参加できない。

## 9 情報公開について

入札結果及び入札参加者の名称は情報公開の対象となり、公表することがあるので、あらかじめ了解すること。

また、入札事務の適正化を図るため、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号）に基づく公文書の公開請求があった場合には、入札代理人の氏名及び印影も含めて公開することがあるので、あらかじめ了解すること。